

# 令和 3 年度北海道支部事業計画の上期実施状況について

# 令和3年度北海道支部基本方針

## I. 北海道支部経営方針

加入者の利益実現のため、ナンバーワン保険者として、誇りと責任を持って行動する

## II. 北海道支部事業運営方針

1. 第5期保険者機能強化アクションプランの重要な初年度であることを認識し、KPI達成に努める
2. コロナ禍での保険者機能の発揮を実践する
  - i) 新たな日常における健康づくりへの支援
  - ii) 非対面型、ICT利用による業務のあり方の見直し
3. 加入者のニーズに応える業務の遂行と態勢づくり
4. 前例踏襲や過去にこだわらない考え方を持つ

# 令和3年度北海道事業計画の上期の実施状況

## 1. 基盤的保険者機能関係・・・3頁

- (1) 健全な財政運営
- (2) サービス水準の向上
- (3) 限度額適用認定証の利用促進
- (4) 現金給付の適正化の推進
- (5) 効果的なレセプト内容点検の推進
- (6) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
- (7) あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進
- (8) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
- (9) 被扶養者資格の再確認の徹底
- (10) 業務改革の推進

## 2. 戦略的保険者機能関係・・・13頁

- (1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
  - i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
  - ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上
  - iii) 重症化予防対策の推進
  - iv) コラボヘルスの推進
  - v) 北海道支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進
- (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進
- (3) ジェネリック医薬品の使用促進
- (4) インセンティブ制度の実施及び検証
- (5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信
  - i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
  - ii) 医療提供体制に係る意見発信
  - iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信
  - iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- (6) 調査研究の推進
  - i) 支部による医療費分析
  - ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施
  - iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施

## 3. 組織・運営体制関係・・・26頁

- (1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- (2) 人事評価制度の適正な運用
- (3) OJTを中心とした人材育成
- (4) リスク管理
- (5) コンプライアンスの徹底
- (6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

# 1. 基盤的保險者機能關係

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>		
<p><b>（1）健全な財政運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評議会における保険料率に関する議論</li> <li>・保険財政に関する周知広報</li> <li>・各審議会等の協議の場における意見発信</li> </ul> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p><b>《評議会における保険料率に関する議論》</b></p> <p>◆10月の評議会において、5年収支見通しを示し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により医療費が一時的に減少となったことや、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況等を踏まえ、「協会の保険財政は依然として中長期的には楽観視できない状況である」ことを丁寧に説明したうえで、保険料率に関する議論を開始し、事業主代表・被保険者代表・学識経験者それぞれの立場からのご意見をいただき、本部に意見発信を行った。</p> <p><b>《保険財政に関する周知広報》</b></p> <p>◆今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解をいただくことを目的として、8月に支部定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員広報紙、北海道社会保険協会発行の広報紙を指す）による広報を行い、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行った。</p> <p><b>《各審議会等の協議の場における意見発信》</b></p> <p>◆北海道医療審議会、北海道国民健康保険運営協議会、道民の健康づくり推進協議会、北海道保険者協議会等の協議の場において、北海道民の医療費適正化や健康度の向上等の推進に資する意見発信を行った。</p>	<p>—</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>		
<p><b>（２）サービス水準の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービススタンダード100%の遵守</li> <li>・郵送による申請書の促進</li> <li>・お客様満足度の向上</li> <li>・年金事務所内の出張相談窓口の廃止に関する周知</li> </ul> <p>【KPI】</p> <p>①サービススタンダードの達成状況を<b>100%</b>とする</p> <p>②現金給付等の申請に係る郵送化率を<b>95.0%以上</b>とする</p>	<p>《サービススタンダード100%の遵守》</p> <p>◆サービススタンダード対象申請書（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料（費））について、日々の進捗管理を徹底した結果、11月末時点で100%達成している。</p> <p>下期においても、進捗管理の徹底を継続することで、KPIの確実な達成を図る。</p> <p>《郵送による申請書の促進》</p> <p>◆申請書郵送化については、支部定期広報媒体や各種研修会等により継続的に周知・広報を行っているが、令和2年度に引き続き、主に外的要因（新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛）の影響を大きく受け、コロナ禍前より郵送化率が高くなっている。</p> <p>下期においては、年金事務所内出張窓口を9月末で廃止したことによる向上も見込める（10月単月の郵送化率は95.0%）ほか、郵送提出のメリット等に関する周知・広報を継続し、KPIの達成を図る。</p> <p>《お客様満足度の向上》</p> <p>◆支部窓口職員との定期的な打合せや実務研修を行ったほか、電話対応をする職員に対し、電話対応時の注意事項（あいさつ、傾聴姿勢など）を掲載したシートを配布し、各職員の机の上に設置するなど意識づけを徹底、お客様満足度向上に向けた対応を図った。</p> <p>《年金事務所内の出張相談窓口の廃止に関する周知》</p> <p>◆出張相談窓口の廃止について、できる限り事前の周知期間を長く取り、広報ポスターやリーフレットを作成・活用のうえ、関係機関（社労士会、医療機関等）に配布を行う等、様々な機会を捉えて丁寧に周知・広報を図ったところ、現在まで大きな苦情もなく、順調に推移している。</p>	<p>①<b>100%</b>（11月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年度末：100%</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金受付件数 42,712件（10月末現在） ※令和2年10月末現在：37,137件</li> <li>・出産手当金受付件数 3,804件（10月末現在） ※令和2年10月末現在：3,536件</li> </ul> <p>②<b>92.2%</b>（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年10月末：92.1% ↓ 令和2年度末：91.7%</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書等受付件数 218,621件（10月末現在） ※令和2年度末：367,172件</li> <li>・申請書等の受付状況 支部窓口等：7.8%（10月末現在） ※令和2年度末：8.3%</li> </ul>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>		
<p><b>（３）限度額適用認定証の利用促進</b></p> <p>・限度額適用認定証の利用促進に向けた各種取組の推進</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《限度額適用認定証の利用促進に向けた各種取組の推進》</p> <p>◆主に入院病床のある医療機関に対する申請書の備え付け依頼を継続したほか、4月に支部定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員向け情報紙、社会保険協会発行の情報誌）を活用し、限度額適用認定証の利用によるメリット等に関する広報を実施した。</p>	—
<p><b>（４）現金給付の適正化の推進</b></p> <p>・傷病手当金・出産手当金等の適正給付の推進</p> <p>・傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《傷病手当金・出産手当金等の適正給付の推進》</p> <p>◆11月末時点において、保険給付適正化プロジェクト会議を3回開催した（傷病手当金受給中の就労について調査）。 下期においても、引き続き申請内容に疑義が生じた都度、速やかに保険給付適正化プロジェクト会議を開催し、個別の案件を共有・重点的な審査のうえ、適正給付の推進を図る。</p> <p>《傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施》</p> <p>◆事務処理手順書に基づき、日本年金機構から提供される年金データとの突合を行い、更正決定などの処理を確実に実施している。 【参考】304件、54,466,557円（10月末時点）</p>	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p><b>（５）効果的なレセプト内容点検の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・査定効果額向上につながる内容点検の実施</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金改革を踏まえた対応</li> <li>・資格及び外傷点検の効果的な実施</li> </ul> <p>【KPI】</p> <p>①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について<b>対前年度以上</b>とする。</p> <p>②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を<b>対前年度以上</b>とする</p>	<p><b>《査定効果額向上につながる内容点検の実施》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆昨年度から引き続き新型コロナウイルス感染防止対策として、レセプト点検員の休業措置・在宅勤務（隔日出勤）を講じた時期があり、単純な比較は難しいものの、現在は再審査請求件数・査定効果額は改善傾向にあり、査定率は前年同期から+0.032%となった。</li> <li>◆緊急事態宣言中の隔日出勤により、点検可能日数は半減したが、査定効果額を最大限維持すべく、手術を伴う入院レセプトなど、高点数レセプトを優先して点検する方針を継続。業務の効率化を図った結果、査定額は5,591円となり、前年同期から+468円となった。</li> <li>◆在宅勤務による自己研鑽（自宅学習）により、点検員個々のスキルアップを図るため、学習資料の提供等を行い、限られた時間の中で効率良く点検を進められるよう、体制の強化を図った。</li> <li>◆引き続き、レセプト点検員個々の特性（強み・弱み）を分析したうえで、面談時にフィードバックを行い、特性にあわせた効率的な点検の実施を通じて、最大限の上積みを図っていく。</li> </ul> <p style="text-align: right;">～ 次頁に続く ～</p>	<p>①<b>0.446%</b>（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年10月末：0.414% ↓ 令和2年度末：0.422%</p> <p>②<b>5,591円</b>（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年10月末：5,123円 ↓ 令和2年度末：5,354円</p>



事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>		
	<p>～ 前頁の続き ～</p> <p><b>《社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有》</b></p> <p>◆コロナ禍において、書面開催としていた社会保険診療報酬支払基金北海道支部との打ち合わせについても、下期は対面による開催を再開し、より一層の情報共有を図っていく。</p> <p>具体的には、各々のシステムチェックの観点の突合等を行い、同基金北海道支部の一次審査と当支部における二次審査の差別化を図ることにより、審査業務の効率化を進めていく。</p> <p><b>《社会保険診療報酬支払基金改革を踏まえた対応》</b></p> <p>◆社会保険診療報酬支払基金改革に関する変更点・課題等の情報共有を図り、レセプト点検員への積極的な情報提供及び今後の対策を検討していく。</p> <p><b>《資格及び外傷点検の効果的な実施》</b></p> <p>◆システムを最大限に活用し、迅速・確実な点検を実施し、さらに効率的かつ柔軟な業務処理体制の構築を進めた。</p> <p>下期においては、特にオンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替・分割サービスの開始に伴うシステム改修及び業務マニュアル等の改定が予定されているため、改定に沿った資格点検を確実かつ効率的に実施する体制の構築を図る。</p>	

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p><b>（6）柔道整復施術療養費の照会業務等の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者照会（負傷原因等）に関する照会業務の強化</li> <li>・施術管理者に対する照会業務の強化</li> <li>・適正受診に関する周知広報</li> </ul> <p>【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について<b>対前年度以下</b>とする。</p>	<p><b>《患者照会（負傷原因等）に関する照会業務の強化》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆3部位以上かつ月15日以上の施術や柔整審査委員会にて疑義が生じた施術所を受診している加入者、並びにいわゆる「部位ころがし」が疑われる申請の加入者に対し、負傷原因等の照会を強化（照会件数の増）した。</li> </ul> <p><b>《施術管理者に対する照会業務の強化》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆上記照会の結果、疑わしい申請があった場合や不正疑いの情報提供などがあった場合には、面接確認委員会を開催し、内容を精査したうえで、施術管理者に対する呼び出し面接を1回実施した。 当該面接において、施術管理者から直接疑義案件の詳細を聴取した結果、不正や不適切な取扱いが確認された際には、免許の停止など強制力を前提とした指導対象となるよう、厚生局への情報提供を行うこととしている。</li> </ul> <p><b>《適正受診に関する周知広報》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆負傷原因等の照会文書発送時に、適正受診に関するチラシを同封したほか、6月に支部定期広報媒体等を活用し、健康保険が適用となる条件等に関する広報を実施している。</li> </ul>	<p>●<b>0.68%</b>（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年10月末：0.82% ↓ 令和2年度末：0.76%</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付件数 261,069件（10月末現在） ※令和2年10月末：249,290件</li> <li>・照会件数 9,663件（10月末現在） ※令和2年10月末：9,213件</li> <li>・3部位以上かつ月15日以上の申請受付件数 1,784件（10月末現在） ※令和2年10月末：2,037件</li> </ul>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>		
<p><b>（7）あんまマッサージ指圧・はりきゅう 施術療養費の審査手順の最適化等の 推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査手順の標準化の推進</li> <li>・審査業務の強化</li> <li>・適正受診にかかる広報等の実施</li> </ul> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p><b>《審査手順の標準化の推進》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 医師の同意内容に疑義が生じた場合について、医師照会を確実に実施している。</li> </ul> <p><b>《審査業務の強化》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上記医師照会の結果、不正や不適切な取扱いが確認された際には、免許の停止など強制力を前提とした指導対象となるよう、厚生局への情報提供を行うこととしている。※10月末時点では発生なし</li> </ul> <p><b>《適正受診にかかる広報等の実施》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 6月に支部定期広報媒体等を活用し、健康保険が適用となる条件等に関する広報を実施している。</li> </ul>	<p>—</p> <p>【参考】 ・受付件数 25,781件（10月末現在） ※令和2年10月末：25,034件</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p><b>（8）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証回収業務の強化</li> <li>・保険証の確実な回収に向けた事業所に対する周知</li> <li>・債権管理業務の効率化・回収業務の推進</li> </ul> <p>【KPI】</p> <p>①日本年金機構回収分を含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を<b>対前年度以上</b>とする。</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を<b>対前年度以上</b>とする。</p>	<p>《<b>保険証回収業務の強化</b>》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本年金機構の資格喪失処理がなされた9営業日後に、保険証未回収者に対する返納催告を速やかに実施することに加え、回収不能届に記載された電話番号を用いた電話催告を11月末時点で1,007件実施した。</li> </ul> <p>《<b>保険証の確実な回収に向けた事業所に対する周知</b>》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆本年度から、システムにより保険証未回収枚数の多い事業所を抽出し、電話による催告を11月末時点で880件実施した。</li> <li>下期は、特に日本年金機構に対し電子申請による資格喪失届を行っている事業所の未回収が多い傾向にあるため、重点的に電話・文書等による催告を進めていく。</li> </ul> <p>《<b>債権管理業務の効率化・回収業務の推進</b>》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆資格喪失後の国民健康保険加入が確認できた債務者については、国保との保険者間調整を積極的に活用することにより、返納金債権回収率の向上を図った。（11月末時点：282件38,710,106円）</li> <li>◆次の保険資格は確認できたものの、接触ができなかった債務者に対しては、弁護士名による催告、内容証明郵便による催告等を実施し、それでもなお反応がない者には、支払督促等の法的措置を実施した。（11月末時点：40件）</li> <li>◆資格喪失後受診が判明した高額レセプト（5,000点以上）について、居住市町村への国保加入状況を調査し、医療機関へのレセプト請求切替を依頼することにより、債権発生未然防止を図った。（11月末時点：25件、828,591点）</li> <li>◆法的措置により、債務名義を取得した債権で財産が特定できたものは、強制執行を実施した。（11月末時点：23件4,385,571円）</li> </ul>	<p>①<b>91.29%</b>（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年10月末：96.09% ↓ 令和2年度末：95.17%</p> <p>②<b>32.31%</b>（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年10月末：31.12% ↓ 令和2年度末：65.24%</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>		
<p><b>（9）被扶養者資格の再確認の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者資格の再確認の実施</li> <li>未提出事業所に対する提出勧奨の強化</li> <li>未送達事業所に対する調査</li> </ul> <p>【KPI】 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を<u>92.7%以上</u>とする</p>	<p>《被扶養者資格の再確認の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者資格再確認リストについて、63,054事業所に対し、10月から順次送付をしている。</li> </ul> <p>《未提出事業所に対する提出勧奨の強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下期において、未提出事業所への文書や電話による勧奨を確実に実施することによって、KPIの達成を図る。</li> </ul> <p>《未送達事業所に対する調査》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、未送達事業所の調査について、日本年金機構に依頼し、所在の追跡を行ったうえ、提出率の向上を図る。</li> </ul>	<p>●<b>4.7%</b>（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年10月末：8.3% ↓ 令和2年度末：91.5%</p>
<p><b>（10）オンライン資格確認の円滑な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者及び事業主への周知広報</li> </ul> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《オンライン資格確認の円滑な実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードが健康保険証として利用できる等のメリットのほか、利用可能な医療機関や薬局の情報提供について、メールマガジンの令和3年5月号（臨時号）で発信した。</li> </ul>	<p>—</p>
<p><b>（11）業務改革の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の標準化・効率化・簡素化の推進</li> <li>生産性の向上の推進</li> </ul> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《業務の標準化・効率化・簡素化の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニットミーティングや業務日報による集計、審査・確認事務手順に基づく事務処理など、本部の策定したスキームや各種ツールを活用のうえ、業務の標準化・効率化・簡素化を推進した。</li> </ul> <p>《生産性の向上の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険者として重点的に取り組むべき「戦略的保険者機能の発揮」に向けた人材供給のため、業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底していくことにより、生産性の向上を図っている。</li> </ul>	<p>—</p>

## **2. 戰略的保險者機能關係**

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
------------	------	-----------

## 2. 戦略的保険者機能関係

**（１）データ分析に基づいた第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施**  
**i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上**

- ・被保険者の特定健診実施率の向上
- ・事業者健診データ取得率の向上
- ・被扶養者の特定健診実施率の向上

【KPI】  
 特定健診受診率を**55.0%以上**とする

≪内訳≫

①生活習慣病予防健診受診率を**52.4%以上**（受診見込者414,600人）とする

②事業所健診データ取得率を**10.1%以上**（取得見込者79,700人）とする

③被扶養者の特定健診受診率を**28.4%以上**（受診見込者63,300人）とする

《被保険者の特定健診実施率の向上》

◆受診勧奨（新規適用事業所への文書及び電話による勧奨、任意継続被保険者への勧奨文書の送付）を確実に実施した結果、9月末時点において、実施率は昨年度を2.1%上回っている。

◆各健診実施機関において、新型コロナウイルス感染対策（三密回避・消毒など）の徹底を図るため、1日単位の健診実施可能件数の上限が減少していることから、事業所が健診実施時期の後ろ倒しを余儀なくされる等の影響が出ている。

◆各健診実施機関や事業所の受診状況を把握し、年度内の確実な健診実施に向け、近隣機関への受診案内等、ターゲットを絞った勧奨を実施し、影響を最小限に止める。

《事業者健診データ取得率の向上》

◆外部委託を活用したデータ提供依頼勧奨、行政（北海道・北海道労働局・北海道厚生局）と連携した文書勧奨（四者連名）の実施等により、データ取得率は昨年度を0.7%上回っている。

◆マイナポータルを活用した健診結果閲覧やデータ提供に関する新スキームの活用が始まったことから、健診結果を確実に収集するための取り組みの構築を進めていく。

～ 次頁に続く ～

● **20.7%**（9月末現在）

〈内訳〉

①**22.1%**（生活習慣病予防健診）  
 ②**2.9%**（事業者健診データ）  
 ③**5.8%**（被扶養者の特定健診）

	03年9月	02年9月
①②被保険者対象者数 (A)	791,721	755,268
①被保険者実施累計 (B)	174,581	151,349
①生習病実施率 (B÷A)	22.1%	20.0%
②データ受入分 (C)	22,669	16,854
②データ取得率 (C÷A)	2.9%	2.2%
③被扶養者対象者数 (D)	222,792	234,557
③被扶養者実施累計 (E)	12,956	9,209
③被扶養者実施率 (E÷D)	5.8%	3.9%
特定健診受診率 (B+C+E) ÷ (A+D)	20.7%	17.9%

※対象者数は年度当初の見込み（計画）数値

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
	<p>～ 前頁の続き ～</p> <p><b>《被扶養者の特定健診実施率の向上》</b></p> <p>◆対象者への受診券送付、新規加入被扶養者に対する受診勧奨、無料集団健診の実施により、実施率は昨年度を2.8%上回っている。</p> <p>◆下期は、これまで無料集団健診を実施してこなかった、秋の日程（10～12月）追加により、さらなる受診者数の増加が見込める。</p> <p>◆従来とは違った角度からのアプローチとして、試行的に実施している「従業員（被保険者）を通じた家族（被扶養者）に対する、事業主・支部長の連名による受診勧奨」について、健康宣言事業所等を中心に展開をしている。</p> <p>下期は、その後の受診状況の確認等を速やかに実施のうえ、実施率向上の寄与に効果的であると判断できた場合は、取り組みの拡大を図る。</p>	



事業計画（重点事項）

実施状況

KPIの実績

2. 戦略的保険者機能関係

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・被保険者の特定保健指導実施率の向上
- ・被扶養者の特定保健指導実施率の向上
- ・特定保健指導の質の向上

【KPI】  
 特定保健指導の実施率を**19.5%以上**とする

- ≪内訳≫
- ①被保険者の特定保健指導の実施率を**19.0%以上**とする（対象者数：99,849人、実施見込者数：18,980人）
  - ②被扶養者の特定保健指導の実施率を**27.7%以上**とする（対象者数：5,444人、実施見込者数：1,510人）

《被保険者の特定保健指導実施率の向上》

◆支部保健師による特定保健指導は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響により、事業所側の受け入れが困難な時期もあったが、遠隔（Web）面談を積極的に活用・推進したことにより、前年度とほぼ同じ実施件数をキープできた。

◆健診実施機関による特定保健指導については、実施件数の増加や健診当日型指導の積極的な実施に向け、粘り強く要請を続けてきた結果、昨年度を大幅に上回る実施件数となっている。

◆引き続き、健診実施機関による積極的な健診当日型指導の実施、支部保健師による後日型指導の実施、専門事業者による実施（支部保健師の訪問が困難地域のカバー）等を組み合わせて、実施件数のさらなる増加を図る。

◆健診実施機関による特定保健指導の拡大・強化に向けて、未契約機関との新規契約の交渉を進めていく。

《被扶養者の特定保健指導実施率の向上》

◆協会が主催している無料集団健診では、対象者の9割が健診当日型指導を実施しており、非常に効果が高いことから、下期の残り2クルの無料集団健診において、指導対象者への確実な指導の実施に向けて、委託機関との調整を行う。

《特定保健指導の質の向上》

◆支部保健師へのスキルアップ研修や健診実施機関の定期ヒアリングを通じて、中断率の改善や遠隔（Web）面談の実施スキルの向上を図る。

～ 次頁に続く ～

● **5.8%**（9月末現在）

		03年9月	02年9月
本人	対象者数	99,849	94,470
	直営	1,668	1,632
	委託	4,061	1,906
	実施率	5.74%	3.75%
家族	対象者数	5,444	5,525
	直営	2	0
	委託	395	244
	実施率	7.19%	4.41%
合計	実施率	5.8%	3.8%

※対象者数は年度当初の見込み（計画）数値

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の推進</li> <li>・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進</li> </ul> <p>【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を<b>11.8%以上</b>とする</p>	<p>～ 前頁の続き ～</p> <p>《医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆対象者の行動変容を図るため、委託事業者の変更を行ったが、現時点であまり効果は見えていない。 このため、委託事業者との打ち合わせを通じ、より効果的な勧奨となるよう、実施方法の見直しを指示・その後の進捗管理を徹底のうえ、取り組みの改善を図る。</li> <li>◆保険者と健診実施機関との連携による健診受診当日の受診勧奨について、健診実施機関の実態をヒアリング・把握しながら、双方においてスムーズな連携が図れるよう、より効果的な手法を確立していく。</li> </ul> <p>《糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に準じた受診勧奨基準に該当した未受診者に対する受診勧奨及び重症化予防プログラム(保健指導)について、上記と同様に委託事業者を変更したが、プログラム参加者は低調である。 このため、プログラム参加者の増加を図るべく、ターゲットを大規模事業所に絞る等、より効率的な実施方法となるよう、取り組みの改善を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本部にてデータ集計中</li> </ul> <p>【参考】 治療放置者の受診勧奨（10月末現在） ・対象：10,184件 ・勧奨実施：7,996件</p> <p>糖尿病性腎症に係る重症化予防（10月末現在） ・勧奨実施：907件 ・プログラム参加者：1人</p> <p>【前年度実績】 令和2年度末：9.4%</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宣言項目や事業所カルテの見直し</li> <li>・宣言事業所数の拡大</li> <li>・宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上</li> <li>・行政等との連携の強化</li> <li>・ヘルスリテラシーの向上</li> <li>・メンタルヘルス対策の推進</li> </ul> <p>【KPI】 健康事業所宣言の宣言事業所を<b>2,400社</b>以上とする</p>	<p>《宣言項目や事業所カルテの見直し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆本部より示された宣言項目（健診受診率・特定保健指導実施率等）として盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化に伴い、宣言のパンフレットやエントリーシートの見直しに着手した。</li> </ul> <p>《宣言事業所数の拡大》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆健診データの提供がなく、かつ被保険者が概ね8人以上在籍する15,579事業所を対象に、連名（行政機関・経済団体等）による勸奨文書を9月に発送するとともに、当該15,579事業所のうち、被保険者が概ね12人以上在籍する約6,000事業所を対象として、勸奨文書の送付から一定期間経過後に、外部委託による電話勸奨を実施した。</li> <li>◆11人以上の健診結果を保有する5,394事業所に対し、事業所カルテを活用した勸奨文書を10月に発送するとともに、文書の送付から一定期間経過後に、外部委託による電話勸奨を実施した。</li> </ul> <p>《宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆7月・10月に、事業所自らの健康づくりの推進を図ることを目的として、宣言事業所2,140社に対し、事業所カルテを送付し、自社の健康課題の情報提供を行ったほか、併せて健康経営優良法人2022の募集開始・認定取得にかかるセミナーの開催等の情報提供を行った。</li> <li>◆新たな支部保健師等による総合的な事業所支援（事業所カルテ等を踏まえた課題の抽出から、課題解決までの一連のプロセスを支援）として、11月までに6事業所を訪問し、支部保健師による受診勸奨（面談・手紙）や、従業員の家族（被扶養者）の健診受診率向上を図る取り組み（事業所代表取締役・支部長の連名による文書勸奨）を行う等、フォローアップメニューの充実を図っている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">～ 次頁に続く ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>2,279事業所</b>（10月末現在）</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9者連名勸奨文書による宣言獲得 <b>78事業所</b>（10月末現在）</li> <li>・事業所カルテ等を活用した勸奨文書による宣言獲得 <b>37事業所</b>（10月末現在）</li> </ul> <p>【前年度実績】 令和2年度末：2,104事業所</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
	<p>～ 前頁の続き ～</p> <p><b>《行政等との連携の強化》</b></p> <p>◆ 6月及び11月において、明治安田生命・大塚製薬株式会社と健康経営の推進をテーマとしたオンラインセミナーを共催した。</p> <p><b>《ヘルスリテラシーの向上》</b></p> <p>◆ 令和4年1月に健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じたヘルスリテラシーの向上を図るため、糖尿病の未病状態にある被保険者（空腹時血糖値100～125mg/dlの間）であって、かつ特定保健指導や未治療者の受診勧奨の基準に該当しない被保険者約3,000件に対し、個別通知を送付するとともに、当該通知に併せて運動や食生活の改善ポイント等をまとめた冊子を同封することによって、対象者の行動変容を促す。</p> <p><b>《メンタルヘルス対策の推進》</b></p> <p>◆ 10月に北海道医師会・北海道産業保健総合支援センターと連携し、札幌市・函館市の2会場でメンタルヘルスをテーマとした「健康づくり講演会」を開催した。 開催にあたっては、集合参加とオンライン（YouTube）参加を組み合わせ合わせたハイブリット形式を採用することによって、参加者の最大化を図った。</p> <p>【参加者合計】会場：43名 オンライン：218名（アーカイブ配信：556回）</p>	

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>v) 北海道支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進</p> <p>・喫煙率の減少に向けた取組（ポピュレーションアプローチ関係）</p> <p>・喫煙率の減少に向けた取組（ハイリスクアプローチ関係）</p> <p>【KPI】 北海道支部被保険者の喫煙率について <b>38.28%以下</b>とする</p>	<p>《ポピュレーションアプローチ関係》</p> <p>◆支部保健師による出前健康づくり講座において、分煙・禁煙の重要性に関する周知を図った。</p> <p>◆事業所訪問時（宣言事業所に対するフォローアップ）において、禁煙啓発にかかるポスター・パンフレット・DVD等の資材を提供した。</p> <p>《ハイリスクアプローチ関係》</p> <p>◆生活習慣病予防健診の問診時を活用した「医師による簡易禁煙指導」（タバコの有害性のほか、具体的な禁煙方法に関して、喫煙者に対し医師が直接働きかけるもの）について、実施機関の拡大（令和2年度 38機関→令和3年度 41機関）を図った。</p> <p>直近の実績としては、実施機関の拡大が図れたことや、各機関の実施状況の進捗管理を徹底した結果、令和3年度の実施目標である25,000件以上の実施は達成できる見込みである。</p> <p>◆個人毎の健診結果と疾病発症確率モデルを活用したオーダーメイド型禁煙勧奨通知（禁煙することにより、脳卒中や心筋梗塞の発症確率がどの程度、低下する等の情報を記載したもの）について、12月に29,993人に対し送付した。なお、今回は男女別に通知デザインを分けることにより訴求力の向上を図った。</p> <p>◆国立がん研究センターが実施する実証実験事業（事業主及び労務管理責任者を通じた職場の禁煙推進に関するモデル事業）に参画し、11月に参加事業所の募集を行った。これにより、参加事業所が「事業所自らが行う効果的な禁煙推進方法のノウハウ」を取得することによって、喫煙率低減・将来的な加入者の健康度向上が期待できる。</p>	<p>●<b>令和3年度の喫煙率については、令和3年度の健診受診結果より算出するため、確定は令和4年10月を予定</b></p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前健康づくり講座実施件数 7回（11月末現在） 前年度実績：6回</li> <li>・医師による簡易禁煙指導実施機関 41機関（10月末現在）</li> <li>・医師による簡易禁煙指導実施者 16,972人（10月末現在） 前年度実績：21,397人</li> </ul> <p>【直近の実績（喫煙率）】 令和元年度末：39.6%</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>（2）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部広報計画に基づく広報活動の推進</li> <li>・健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化</li> </ul> <p>【KPI】 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<b>43.5%以上</b>とする</p>	<p>《支部広報計画に基づく広報活動の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「支部広報計画」を策定し、地域の実情や時節柄等に応じた広報を計画通り実施した。</li> <li>◆Twitterによる広報について、より広範囲な情報発信及びフォロワー数の増加を図るため、新たにプロモツイート（ツイッター広告）を活用し、取り組みの強化を図った。具体的な内容としては、広報内容のリツイート（2次拡散）等により、効果の最大化を狙うことを目的として、12月の投稿において、「上手な医療のかかり方」をテーマにしたマンガ素材を活用した。</li> </ul> <p>当該広告の効果は下期において、エンゲージメント数（投稿に対する反応数）の伸び率等により検証する。 【参考】フォロワー数273人、1投稿／エンゲージメント数122回（11月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆時間外・休日受診の仕組みなど、「上手な医療のかかり方」にかかる周知・広報のため、Web広告（Yahoo！等の検索サイトにバナーによる広告を掲示）を11～12月の間に実施した。</li> </ul> <p>当該広告の効果は、クリック率等により1月に検証する。</p> <p>《健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、集合参加とオンライン（YouTube）参加を組み合わせたハイブリット形式による「健康保険委員研修会」を7月に開催した。</li> </ul> <p>講演内容として、「Withコロナにおける感染対策からPostコロナ」と題し、外部専門家に実施いただくとともに、協会職員より「健康保険法改正」等、健康保険の最新トピックスについて講演を行った。 【参加者合計】会場：28名 オンライン：279名（アーカイブ配信：1,033回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆新規適用事業所（月平均400事業所）のほか、被保険者数が21人以上の事業所（約5,100事業所）に対し6月に文書勧奨を実施した。</li> </ul>	<p>●<b>41.34 %</b>（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年度末：<u>39.55%</u></p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p><b>（3）ジェネリック医薬品の使用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題分析の推進</li> <li>・医療機関・薬局へのアプローチ</li> <li>・加入者へのアプローチ</li> <li>・北海道・北海道薬剤師会・他の保険者等との連携</li> </ul> <p>【KPI】 ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で<b>対前年度以上</b>とする ※) 医科、DPC、歯科、調剤</p>	<p>《課題分析の推進》</p> <p>◆ジェネリック医薬品の品質（安全性）に関する重大事案等を受け、協会全体で例年9月に実施している、各種データ集計を見送った。下期は令和4年3月以降に実施予定としている。</p> <p>《医療機関・薬局へのアプローチ》</p> <p>◆一定数量以上の処方数量のある医療機関と全薬局を対象に、自医療機関（薬局）におけるジェネリック医薬品の処方（調剤）割合等を見える化した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を令和4年3月に送付予定としている。</p> <p>《加入者へのアプローチ》</p> <p>◆ジェネリック医薬品の品質（安全性）に関する重大事案等を受け、協会全体で例年8月に実施している「ジェネリック医薬品軽減額通知」の実施を見送った。下期は令和4年2月に送付予定としている。</p> <p>《北海道・北海道薬剤師会・他の保険者等との連携》</p> <p>◆7月に連携協定を締結済の札幌市と連名で作成したジェネリック使用促進チラシを子ども医療費受給者証送付時に同封（約140,000件）のうえ、送付した。</p> <p>また、併せてジェネリック使用促進がテーマのポスターコンクールも共同で開催し、作製したポスター（1,000部）を10月から札幌市内の主要な施設等に掲示し、周知・広報を図った。</p> <p>◆ジェネリック医薬品の調剤割合が支部平均以上の薬局に対し、北海道薬剤師会と連名による認定書を作成のうえ、令和4年3月に送付予定としている。</p>	<p>● <b>82.5%</b>（6月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年度末：<u>82.2%</u></p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>（4）インセンティブ制度の実施及び検証</p> <p>・インセンティブ制度の見直し等に関する評議会における議論</p> <p>・周知広報の確実な実施</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《インセンティブ制度の見直し等に関する評議会における議論》</p> <p>◆ 7月・10月の支部評議会において、インセンティブ制度の評価指標の見直し等の議論を実施した。</p> <p>《周知広報の確実な実施》</p> <p>◆ インセンティブの周知・広報については、支部定期広報媒体による周知のほか、11月に健康保険委員表彰式及び研修会にて説明を行う等、制度の仕組みや意義の理解度向上を図った。</p> <p>また、12月以降には、令和2年度の実績評価結果が確定するため、それらを踏まえた広報を実施するとともに、2月には保険料率改定と併せて、TwitterやWeb広告等にて周知・広報を予定している。</p>	<p>—</p>



事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>（5）地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</li> <li>・医療提供体制に係る意見発信</li> <li>・医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</li> <li>・上手な医療のかかり方に係る働きかけ</li> </ul> <p>【KPI】 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p>《医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信》 《医療提供体制に係る意見発信》 《医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆支部が直接参画している札幌圏域・北網圏域地域医療構想調整会議については、上期の開催は無かった。</li> <li>◆そのため、北海道内に設置された21の地域医療構想調整会議の全てに参画している国保代表者を通じ、被用者保険の意見を発信すべく、北海道保険者協議会と調整中である。 また、今後開催予定の北海道保険者協議会（令和3年12月）の場において、二次・一次医療圏単位の流入出状況等を提供し、北海道内の地域医療構想調整会議の場等での議論にあたっての基礎資料とするよう要請する予定である。</li> </ul> <p>《上手な医療のかかり方に係る働きかけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆時間外・夜間などに受診した際は割増料金が掛かること等の周知・広報を目的とした「適正受診に関する個別通知」を12,000人に対し、11月に送付した。また、併せて、当該通知が送達されるタイミングを狙い、「上手な医療のかかり方」についてのWeb広告（バナー広告）を実施し、双方の取り組みの相乗効果を図った。</li> <li>◆令和2年11月に実施した、「お薬手帳普及啓発に関する個別通知」について、通知送付後の行動変容を追跡し、効果測定を行った。 得られた結果としては、本通知後にお薬手帳を提出した者の割合は37%（2,168人／5,860人）に達しており、一定程度の医療費適正化が認められた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>0回実施</b>（11月末現在）</li> </ul>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p><b>（6）調査研究の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部による医療費分析</li> <li>・外部有識者を活用した調査研究の実施</li> <li>・調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施</li> </ul> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p><b>《支部による医療費分析》</b> <b>《外部有識者を活用した調査研究の実施》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年度に北海道医療大学と共同で実施した「歯周疾患と生活習慣病等の関連性」に関する研究成果について、協会けんぽ本部が発行する「令和3年度調査研究報告書」に寄稿した。</li> </ul> <p><b>《調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆外部有識者を活用した調査研究を活用し、令和3年2月に実施した「糖尿病治療者に対する歯科受診勧奨」について、通知送付後の行動変容を追跡し、効果測定を行ったところ、本通知後に歯科初診を確認できた割合は5.13%（212人/4,129人）であった。        今後は、対象者の健診結果の経年変化を追跡すること等により、加入者の健康度向上に資するアウトカムが得られているか等の観点も加えて効果測定を行うことを検討する。</li> <li>◆支部職員の調査分析スキルの底上げを図るべく、本部が実施する統計分析研修のほか、SPSS（IBM社が開発・販売している統計パッケージ）の操作方法等に関する研修に職員を参加させた。</li> </ul>	<p>—</p>

# 3. 組織・運営体制関係

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
<b>3. 組織・運営体制関係</b>		
<p><b>（１）人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</b></p> <p>・評価者研修等を通じたグループ長補佐のマネジメント能力強化</p> <p>・適切な人員配置</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《評価者研修等を通じたグループ長補佐のマネジメント能力強化》</p> <p>◆管理職が主体となる定例会議への出席や令和3年度上期の人事評価面談等、様々な機会を捉え、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図っている。</p> <p>◆今年度は、12月に本部主催のグループ長補佐研修が開催される予定となっているため、研修後に、受講者が講師となり、伝達研修を実施する。</p> <p>《適切な人員配置》</p> <p>◆業務部の山崩し活動の定着化による成果として、基盤的保険者機能から戦略的保険者機能への人員創出を実施している。</p>	—
<p><b>（２）人事評価制度の適正な運用</b></p> <p>・評価者研修等を通じた人事評価制度の適正な運用の徹底</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《評価者研修等を通じた人事評価制度の適正な運用の徹底》</p> <p>◆上記のとおり、12月に開催される本部主催のグループ長補佐研修やその後の伝達研修等を通じて、制度の適正な運用を図る。</p>	—
<p><b>（３）OJTを中心とした人材育成</b></p> <p>・支部独自研修等を通じた人材育成</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《支部独自研修等を通じた人材育成》</p> <p>◆新規採用職員に対し、4月～9月に支部内研修を実施するとともに、当該6ヵ月間の総括として、11月開催の本部主催のフォローアップ研修を受講させる等、計画的なOJT研修を行った。</p> <p>◆支部独自研修は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、上期は開催を見合わせていたが、下期においては、引き続き感染状況を注視しつつ、研修の優先度・実施項目の見直しを図りながら、開催日程の調整を行う予定としている。</p>	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
3. 組織・運営体制関係		
<p><b>（４）リスク管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク意識や危機管理能力の向上</li> <li>・業務実施状況等に係る自主点検の確実な実施</li> <li>・大規模自然災害等に備えた定期的な訓練の実施</li> </ul> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《リスク意識や危機管理能力の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆個人情報の取扱いにかかる研修を11月に実施。また、リスクマネジメントにかかる研修も下期に実施予定。前述と同様に、引き続き感染状況を注視しつつ、研修の優先度・実施項目の見直しを図りながら、開催日程の調整を行うこととする。</li> </ul> <p>《業務実施状況等に係る自主点検の確実な実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆6/24～25の2日間において、令和2年度下期分にかかる業務実施状況や個人情報保護等に関する自主点検を実施。問題点の洗い出し、改善を図った。</li> <li>◆また、11/24～25の2日間において、令和3年度上期分にかかる業務実施状況や個人情報保護等に関する自主点検を実施。問題点の洗い出し、改善を図った。</li> </ul> <p>《大規模自然災害等に備えた定期的な訓練の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大規模自然災害発生にかかる職員の安否状況と出社可否を迅速に把握するため、安否状況等の報告訓練（抜き打ち訓練）を9月に実施した。</li> </ul>	<p>—</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
3. 組織・運営体制関係		
<p><b>（5）コンプライアンスの徹底</b></p> <p>・コンプライアンス遵守の徹底</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《コンプライアンス遵守の徹底》</p> <p>◆コンプライアンス委員会（毎月）や個人情報保護管理委員会（半期に1回、7月）を開催し、リスク管理等の強化を図っている。</p> <p>◆11月に全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。</p> <p>◆本部において、9月に全職員を対象としたコンプライアンスに関する自己点検および職場環境（職場風土）アンケートが実施された。</p>	<p>—</p>
<p><b>（6）費用対効果を踏まえたコスト削減等</b></p> <p>・調達における競争性の向上</p> <p>【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<b>20%以下</b>とする</p>	<p>《調達における競争性の向上》</p> <p>◆一者応札案件を減少させるため、事業者への声掛け、公告期間や納期までの十分な期間の確保、仕様書の見直し等の取り組みを実施し、多くの事業者が参加しやすい環境を整備している。</p> <p>◆一者応札になった案件については、「入札説明書を取得しながらも入札に参加しなかった事業者」に対し、不参加の理由の聴き取り調査等を行い、次回以降の仕様書の見直し等に活用している。</p> <p>◆少額随意契約の範囲内においても、可能な限り見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し、広く見積書の提出を募る方法）を実施している。（10月末時点：13件）</p>	<p>● <b>13.3 %</b>（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和2年度末：<b>15.0 %</b> 【参考】 ・電気使用量     <u>25,957</u> KW（9月末現在） ※令和2年9月末現在：25,156KW</p> <p>・コピー用紙使用量     <u>441</u> 箱（9月末現在） ※令和2年9月末現在：714箱</p> <p>・1人当たり超過勤務時間     <u>4.2</u> 時間（9月末現在） ※令和2年9月末現在：3.2時間</p> <p>・一般競争入札実施件数     <u>16</u> 件（11月末現在） ※令和2年11月末現在：18件</p> <p>・うち一者応札となった件数     <u>2</u> 件（11月末現在） ※令和2年11月末現在：3件</p>